

令和 7 年 7 月 22 日

魚沼市議会議長 志 田 貢 様

総務委員会

委員長 大桃 俊彦

### 総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

#### 記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について  
(2) 閉会中の所管事務等の調査について  
(3) その他
- 2 調査の経過 7 月 22 日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。  
所管事務調査については、第三次魚沼市総合計画の策定作業の進捗状況について及び特定空家の認定について執行部より説明を受け質疑を行った。  
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。  
その他で、不用財産の効果的な処分に向けた関係要綱の施行について、令和 7 年度魚沼市総合防災訓練の実施について、消防本部ヘリポート他造成工事について及び移動期日前投票所の実施状況について執行部から説明を受け質疑を行った。  
行政視察について、各委員からの要望等に基づき内容等を協議し、今後正副委員長において調整することとした。  
また、車検切れ公用車の運行について、訴訟事件への対応について及び渇水対策について執行部から説明を受け質疑を行った。  
各種計画一覧について、資料が整い次第スマートディスカッションに格納することとした。

## 総務委員会会議録

### 1 審査事件

- (1) 議案第 58 号 魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の定年の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第 59 号 魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

### 2 調査事件

- (3) 所管事務調査について
  - ・ 第三次魚沼市総合計画の策定作業の進捗状況について
  - ・ 特定空家の認定について
- (4) 閉会中の所管事務等の調査について
- (5) その他
  - ① 不用財産の効果的な処分に向けた関係要綱の施行について
  - ② 令和 7 年度魚沼市総合防災訓練の実施について
  - ③ 消防本部ヘリポート他造成工事について
  - ④ 移動期日前投票所の実施状況について
  - ⑤ 行政視察について
  - ⑥ その他
    - ・ 車検切れ公用車の運行について
    - ・ 各種計画一覧について
    - ・ 訴訟事件の対応について
    - ・ 渇水対策について

2 日 時 令和 7 年 7 月 22 日 午前 10 時

3 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

4 出席委員 こめたろう、横山正樹、星野みゆき、大桃俊彦、高野甲子雄、森島守人  
(志田 貢議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長、吉田総務政策部副部長、角屋消防次長、浅井総務人事課長、五十嵐企画政策課長、斉藤管財課長、佐藤防災安全課長、脇本総務課長、浅井選挙管理委員会書記長

7 書 記 坂大議会事務局長、星議事調整係長

8 経 過

開 会 (10 : 00)

大桃委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会させていただきます。

暑い日が続いております。夏本番はこれからになりますが、皆さん体調管理には十分注意されて暑い夏を乗り切りましょう。という私もマスク姿で大変恐縮しておりますが、暑さに負けたつもりはないんですけど、喉の調子が悪いので御勘弁をいただきながら進めさせていただきますたいと思っております。

本総務委員会は、市議会議員選挙改選後の新たなメンバーによる初めての総務委員会となりますので、よろしくお願いを申し上げます。

そして、昨日、つい先日まで私どもの市議会の仲間でありました佐藤敏雄さんが亡くなったという訃報を聞いて驚いております。御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査を願います。

**(1) 議案第 58 号 魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の定年の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について**

大桃委員長 日程第 1、議案第 58 号 魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の定年の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 ありません。

大桃委員長 ないようですので、これから質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

星野委員 介護という文言が出てくるんですけども、どのような状態を指すかまでは分かりませんが、例えば医師の診断書が必要になってくるとか、そういったことが条件に入るのか、その辺だけ伺います。

桑原総務政策部長 今回の改正の趣旨でございますが、職員が介護等で離職をしないようにするための支援制度でございます。そこからするとあまり難しくしないところになるかと思えます。ただ、この条文を見ただけではその辺が出てきませんけれども、趣旨は今ほど申し上げたようにその職場環境の整備、それから介護休暇を取りやすくするというところでございますので、その辺はないものと理解をしております。

星野委員 職員の皆さんが働きやすいような環境にしていく条例の改正ということで、次の第 59 号も同じようなことだと理解するんですけども、日頃から休暇等を取りやすくする職場環境、それが一番大事なのではないかと思えます。中でも上司からの働きかけというか、ただ条例を改正しただけではなくその職場環境が一番大切ではないかと思うんですけど、その部分だけ一言いただいて終わります。

桑原総務政策部長 介護の問題もそうでありますし、育児の関係も同じであるんですが、やはりそれを理由にして職場を退職するとか、あるいは辞めざるを得ないということはあってはならないと思っております。したがって、制度が拡充されたという部分については、職員に周知をする中で取りやすくする、制度を使いやすくするといったところは、これか

ら図ってまいりたいと思っております。

大桃委員長　ほかにございませんでしょうか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第 58 号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第 58 号 魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の定年の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

## **(2) 議案第 59 号 魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について**

大桃委員長　日程第 2、議案第 59 号 魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長　ありません。

大桃委員長　これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第 59 号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第 59 号 魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

## **(3) 所管事務調査について**

### **・第三次魚沼市総合計画の策定作業の進捗状況について**

大桃委員長　日程第 3、所管事務調査について、第三次魚沼市総合計画の策定作業の進捗状況についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉田総務政策部副部長　それでは、第三次魚沼市総合計画の策定作業の進捗状況について、説明をさせていただきます。議会の改選前は、総合計画策定調査特別委員会の中でこの総計の策定作業を随時報告させていただいたところであります。その後の現時点での総合計画の素案を本日の資料として掲載しております。その資料に基づきまして説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

詳細につきましては、企画政策課長が説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

五十嵐企画政策課長　では、私から資料の説明をさせていただきます。資料はまず、第三次魚沼市総合計画基本構想(素案)・前期基本計画(素案)を御覧いただきたいと思います。(資料「第三次魚沼市総合計画基本構想(素案)・前期基本計画(素案)」により説明)

以上が、第三次魚沼市総合計画基本構想、それから前期基本計画についての説明になり

ます。

次に、第三次総合計画策定までの主な予定のファイルを御覧ください。(資料「第三次総合計画策定までの主な予定」により説明)

以上が第三次魚沼市総合計画の策定作業の進捗状況についてであります。

大桃委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

森島委員　私は個別のことについて、どうこう聞くつもりはございません。3、4点聞かせていただきたいんですけども、この進捗状況については、これから二つの常任委員会があるわけですけど、そこでも説明はされるということでしょうか。

桑原総務政策部長　二つの委員会については、今のところ予定はしておりません。この総務委員会、また必要であればこの後事務局と相談させていただく中で全員協議会でということはあるかも分かりませんが、基本的には個別に委員会での説明は今のところ予定はしてございません。

森島委員　私がとやかく言う必要はありませんけれども、全員協議会ということで今お話がありました、議員の皆さん方がこのことについては魚沼市の将来ということですので、十分その辺をひとつ配慮していただきたいと思っております。

そして、2点目でありますけれども、多岐にわたり、これは市民の福祉あるいは市民生活が豊かになるための将来像の計画であります。そこで、先般、今の議会の前ですか、そのときに議会が行ったアンケート、そしてそれに基づく提言書を私の名前で特別委員長とお渡しした経過があるかと思えます。議会としてのその意は十分にこの総合計画の中に取り入れたものなのか、それをお聞かせ願いたいと思えます。

吉田総務政策部副部長　議会から提言をいただきまして、その内容を細かく反映というのはこの文章的なところではそこまで明確ではないかもしれませんが、いただいた提言の内容を踏まえた中で、この文章の中、それと将来像等とか、その思いの中でそれを連想させる言葉、文章という中で、こちらの中に落とし込んでいるつもりでございます。

森島委員　十分に意は酌んであるという、表現の仕方は別にしても行政側あるいは議会側の意が一致しているのであれば、そういう表現になると私は理解をさせていただきます。

それで、私はこの総合計画というのは全国でも、47都道府県の1,700余りの自治体がある中で、同じような言葉の使い方をしている。その中で、魚沼市としてこれからの未来像の中で、どこを一番特色ある総合計画として示しておられるんですか。これは素案ですけども、どのように行政側は考えておられるんでしょうか。

桑原総務政策部長　やはり、ここに住む人が生き生きと、幸せを感じられる。これは大上段のところにも書かせていただいておりますけれども、そこをやっぱりこれまでの市民ワークショップ、それから議会での議論を踏まえた中で落とし込んでいるということでございます。それ自体がやはり他市と似たようなと言われればそうなるかも分かりませんが、本市としてはやはりそこを一番大事にしていきたいという思いを、こちらで書かせていただいたということでございます。

森島委員　最後になりますけれども、この計画が今後、実施計画によるものが私は一番大事であると思っているんです。そういう中で、予算、原資をどのような形でこの総合計画の中に取り入れて実施をしていくのか、その点がもしありましたらお願いしたいと思います。

桑原総務政策部長　実施計画ということになりますと、これから先の実際の予算の部分であ

る程度確保するという話にもなります。ある程度使えるべき特定財源については積極的にいろいろ研究をさせていただく中で充当していきたいとなることは当然のこととさせていただいております。あと一般財源の関係につきましても、基金の取り崩し等も含めた中で健全財政を図りつつそれが両立させるような方向というところは、これから考えていくべきかと思っております。これはまちづくりの土台の中でも触れておりますけれども、やはり事業を行う中ではスクラップアンドビルドというところも出てまいります。これまでの事業の在り方を見直す中でそれらの財源も含めて捻出をしていく、それをこちらの実施計画の事業に充てていくといったところは予算編成作業において精査してまいりたいと思っております。

森島委員 ぜひ縮小できるものについては小さくしていただいて、そしてこの計画が絵に描いた餅にならないように、ひとつ皆さん方から英知を振り絞っていただいて市民のためにすばらしい総合計画になり、そして実施をしていただくことを私は期待をして終わりにします。

星野委員 市民説明会について伺います。非常に大切な計画ですのでたくさんの人に来ていただきたいと思うんですけれども、なかなかこういうことをやっても人が来ないのが一番の課題かと思われます。先ほどの説明の中で、生涯学習センターでやられるということでしたので、ここいらでやるんでしたら行ったことがないし、せっかくの機会だからということで足を運ぶ人も少しはいるかと思われたんです。平日と土曜日、1回ずつの開催ですかね。そうすると、その時間帯ですとか、あとはまた来た人に行政ポイントを渡すとか、そういったことぐらいなのかと思います。その辺のことが分かればというのと、あと事前告知、市報に載せるとかそれぐらいなのかと思いますけれども、決まっていることがあれば説明をお願いします。

五十嵐企画政策課長 市民説明会につきましては、ここいらに来ていただきたいということでここいらで実施を予定しております。8月28日は木曜日で、これが夜です。30日は土曜日になって、午前中を予定しております。行政ポイントについては、これから検討していきたいと思っております。

星野委員 説明会の事前告知というか、説明会に来てくださいというようなことはどうですか。

五十嵐企画政策課長 市報やホームページ、SNSでもお知らせをさせていただきます。それから、総合計画審議会の委員、まちづくり委員会の委員と、コミュニティ協議会の会長さんには個別に説明会のお知らせは通知をさせていただこうかと思っています。

横山委員 それでは、一つお願いというか、先ほど森島委員から「魚沼市の特色を」というような話がありました。私も魚沼市の特色は何かと考えたときに、やはり一番は豪雪地で生きていけるということと併せて高齢化の進みが早いというこの2点を、この10年間でどのように行政として安全安心な暮らしをしていくのかというところがある程度やっぱりないと、いつも出てくるのがその辺の問題に私はなるんじゃないかなと思います。全体的には、内容的に遜色ないと思うんですけど、魚沼市の特徴は今こういう特徴があるから5年先はこうする、10年先はこうするという後半の施策等々、また各分野で吟味してもらえればありがたいというのが1点です。その辺についてはどんなでしょう。

吉田総務政策部副部長 今、委員御指摘のとおり、本市における課題というところが今後の

高齢化という、その進展がやはり想定を超える以上のスピードできているというのが実際問題あるかと思っております。その中で、総合計画の今説明した内容の中では、全体的な将来に向けた方針ということでこちらにまとめておりますけれども、今ほどの課題というところは行政としても重々承知しておりますし、今から5年後、10年後、さらに20年、30年を目指して取り組んでいかないと、持続可能な地域づくりというのは難しいと考えております。そういったところでは今後具体的な実施計画等々の中で具体的な対策というのを盛り込みながら、しっかりそこに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

横山委員　ぜひ、その方向性はいいと思います。本当にこれだけ進むということは、魚沼市はこれに対してどういう対策をして、どういうふうにきていたということが、ある程度形で見えると逆に言うとはかの市から行政視察ではないですけど、俺たちのところはこうなっているけどもどうやりましたかと、モデルケース的な形でやっていくのも一つの、私は魚沼市の取組のPRも含めて、そうすれば市民も分かってくれるだろうと思います。それと合わせたいろんな施策がそこに全部枝葉になってくっついてくるような形が重要かと思っておりますので、その辺について伺って終わりにします。

桑原総務政策部長　どうしても本市の特色といいますと、高齢化率が高いというところと、あと四季がはっきりしている、特にまた雪が多いというところになろうかと思えます。その雪というところがネガティブにならないようにこれから盛んにPRしていくべきという部分はあるかとは思いますが、併せまして、以前議会の中でも夏山冬里ということで前議長からもお話をいただいた部分であります。二地域居住、そういったところも含めながらいかに魚沼市で快適に過ごしていただけるか、そこをこれから実施計画の中で強調すべき部分は事業化をして組み立てていければと思っております。

横山委員　今、話がいったように、雪は厄介者ではなくて恵みだという視点を市民の皆さんに持ってもらえるような施策がないと、そこから今までの過去の例を見るとみんなそこから離れていったんですよね、自分たちの子どもも。そうではなくて、そういう恵みがあって今の魚沼市があって、そしてこれから発展性があるんだというプラスの方向性をしっかりとしていければということを考えています。以上、私の意見です。

大桃委員長　ほかに質疑はございませんでしょうか。(なし) なければこれで質疑を終結します。本件につきましては引き続き調査することで異議ございませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

## ・特定空家の認定について

大桃委員長　次に、特定空家の認定についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉田総務政策部副部長　それでは、特定空家の認定について、私から説明をさせていただきます。(資料「特定空家の認定について」により説明)

入広瀬地域穴沢地内空き家については、当初予算に解体に係る予算を計上しておりませんので、細かな部分、精査をする中で次の第3回定例会でこの解体工事に係る予算を要求したいと考えております。また、この空き家についてはさらに引き続き精査を進めながら細かいところをしっかりと調べていきたいと考えていますが、補正予算の対応となった場合は、また議会の中で審議をお願いしたいと思います。

大桃委員長　これから質疑を行います。質疑はございませんか。

森島委員　参考までに聞かせてください。これは対策協議会において特定空家に認定されたということですので、そのとおりに施行せざるを得ないと思うんですけど、今までに壊した中で請求書を所有者に渡して、解体費用をもらったというのが今までありますか。

吉田総務政策部副部長　今まで代執行して、所有者に対して請求を行い費用を納めていただいたケースはございます。

森島委員　何件に対して何件ですか。

吉田総務政策部副部長　行政代執行したのが過去に3件か4件なんですか、そのうち1件については昨年度分納という形で納めていただいたんですが、昨年度全て返還いただきまして、完済をしたのが1件だけございます。

森島委員　そうすると、今後はどうしても請求は重ねていくわけですが、最終的にはどこかで決断をしなければならないということは、市民の税金がそこにみんな投与をされるということになるわけだろうと思うんです。ですので、厳しい言い方をすれば、市の持ち出しがないような方策を本当に考えていかなければならない。その反面、隣家に迷惑がかかったりということがありますので、非常に皆さん方も頭が痛いところだろうと思いますけれども、請求するべきものはきちんと今後も請求をしていただくようお願いいたします。以上です。

大桃委員長　ほかにございませんか。(なし) なければこれで質疑を終結いたします。本件については引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

#### **(4) 閉会中の所管事務等の調査について**

大桃委員長　日程第4、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。これに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申出を行うことに決定いたしました。

#### **(5) その他**

##### **① 不用財産の効果的な処分に向けた関係要綱の施行について (管財課)**

遠藤委員長　日程第5、その他を議題といたします。まず、①不用財産の効果的な処分に向けた関係要綱の施行について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　本件につきましては、去る5月の総務委員会におきまして説明をさせていただいたところでございます。また、今定例会本会議におきましても関連する一般質問をいただいたところでございます。改選後、初めての委員会というところもございまして、改めてこの取扱い及び8月からの施行につきまして、資料はございませんが口頭で説明をさせていただきます。

まず、この要綱の制定に至った経緯について、私から説明をさせていただきます。本市では、公共施設の統廃合によりまして使わなくなった施設の解体をこれまで進めてまいっ

たところでございます。その中でも、依然として解体をしないまま残っている箱物施設が市内に存在をしているところでございます。今後、耐用年数の到来ですとか利用者の減少などで解体を計画する場合であっても、解体工事費の高騰によって対応する財政負担も考慮する中では解体したくてもできない、そういった施設も増えてくるといったことが見込まれるところでもございます。そうなりますと、未利用であるにもかかわらず、維持保全のために経費をかけ続けなければならないといった財政面での課題ですとか、あと放置した場合におきましては周辺環境の悪化などが懸念されるところでもございます。また、用途廃止をした施設を公売する際には、これまで予定価格の設定額がネックとなりまして、なかなか売却が成立するといった事例が建物についてはほとんどないといったような状況でございました。このため、市が遊休状態で管理をしております土地及び建物付きの土地につきましては、現状渡しの状態として公売が成立しやすくなるように、また将来的な財政負担の軽減に向けまして、このたび予定価格の段階的引き下げですとか、入札参加要件の拡充などのルールを定めた財産処分実施要綱、こちらをこのたび制定をしたものでございまして、これを来月8月1日から施行することとしたものでございます。

詳細部分につきましては管財課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

斉藤管財課長 要綱の要点について説明いたします。財産処分実施要綱の施行期日は、令和7年8月1日です。7月17日木曜日に、ホームページに掲載いたしました。売却に至るまで、同一物件につきまして一般競争入札を3回実施いたします。1回目と2回目入札、申し込みは市内の個人と法人のみとし、3回目からは住所要件を緩和します。2回目以降の入札において、予定価格の減額を行います。減額補正率は、立地適正化計画の居住誘導区域については1,000分の36、居住誘導区域以外の区域につきましては1,000分の12を乗じます。居住誘導区域は、主に小出地域と堀之内地域の市街地部分であります。3回目で、住所要件を回数に応じ緩和していきます。建物付き土地を処分する場合、補正率の減額に加え、解体費分を減額いたします。なお、解体撤去費を減額した際に、予定価格がマイナスとなる場合は予定価格をゼロ円とします。

要綱施行後の土地公売予定について説明いたします。市有地について6か所、更地のみを公売する予定でございます。1回目の入札につきましては、公告日8月8日金曜日、市報の8月10日号、ホームページに掲載する予定です。入札申し込み期限は8月22日の金曜日、入札日時につきましては8月29日金曜日を予定しております。説明は以上となります。

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。（なし）これで質疑を終結いたします。本件につきましては引き続き調査することで異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

それでは、しばらくの間休憩いたします。

休 憩（10：58）

再 開（11：10）

大桃委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

## ②令和7年度魚沼市総合防災訓練の実施について

大桃委員長　次に、②令和7年度魚沼市総合防災訓練の実施について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　こちらにつきましても、去る5月の総務委員会におきまして御説明申し上げたところでございましたが、今年度予定をしております総合防災訓練につきまして、9月28日の午前中に須原小学校をメイン会場として巨大地震の発生を想定して実施することとしてございます。

概要につきましては、資料がございますのでこちらを基に防災安全課長から説明をさせていただきます。

佐藤防災安全課長　それでは、私から魚沼市総合防災訓練の概要を資料に沿って説明させていただきます。現時点のものということで進めておりますので、そういった点で御了承いただければと思っております。（資料「令和7年度魚沼市総合防災訓練概要」により説明）

今回の防災訓練ですけれども、議員の皆さんからもぜひ参加いただきたいと考えております。議員の皆さんからは、来賓といたしまして正副議長、それからこの総務委員会の委員長、副委員長さんから出ていただきたいと考えておりますので、依頼をさせていただきますと計画をしております。また、それ以外の議員の皆様につきましては、各地区の訓練や地元の訓練に参加いただきたいと思いますし、それからこのメイン会場、サブ会場におきましても、ぜひ参加できるようでしたら参加いただければと考えております。私からの説明は以上となります。

大桃委員長　これから質疑を行います。質疑はございませんか。

星野委員　サブ会場の旧町村、各1か所の指定避難所というのはどこなのか、分かれば教えてください。

佐藤防災安全課長　それぞれの会場につきまして、現時点の調整中のものですが御報告させていただければと思います。堀之内地域につきましては旧原小学校、小出地域につきましては伊米ヶ崎小学校、湯之谷地域につきましては湯之谷中学校武道館、それから広神地域につきましては広神農村環境改善センター、それから入広瀬地域につきましては入広瀬小学校を予定しているんですけれども、ただ今回メイン会場に守門と入広瀬の子どもたちが集まって行うものですので、その点につきまして今調整中ですが、もし入広瀬でやるとすれば入広瀬小学校を検討中でございます。

星野委員　各自治会による自主防災訓練ということなんですけれども、自治会によってやることは様々なんでしょうか。何か規定があって、みんながどこかに集合して点呼をとることだけは必ず行うとか、そういった何か規定があるのか教えてください。

佐藤防災安全課長　市から、訓練の内容については特段指定をするものではないんですが、ただ一つだけ、その日の訓練に参加した人数等の報告をいただくということだけをお願いしようと考えております。先ほどの説明の中で話しましたが、その報告の内容につきまして、通常電話で市役所に連絡をいただいていたんですが、もしシステムが導入できればそちらで報告をいただくということで、被災者状況の報告訓練ということで書かせていただいております。

星野委員 実際に前回同じような内容で、たしかメイン会場が井口小学校のときでしたか、やっていると思うんですけれども、市内の自治会で全く何もしていなかったようなところとかもあったりしたのか、その辺が分かれば教えてください。

佐藤防災安全課長 すみません、現時点で全くやっていないところというのが今手元に資料がないのでお答えできないんですけれども、報告がないところもございました。前は、直近は広神東小学校だったと思っております。

星野委員 市民としてやりたいというか、せめて集合して点呼をとるとか、そういったことをやってほしいと思っている人もいますけれども、自治会長の結局采配でその時間に家の2階に上がっていればいいのか、そういったことで終わっている自治会が実際あると伺ったんです。万が一のときのために、どこかに集合して点呼して、消防の人が何か話をしてくれたりとか、それぐらいやってほしいけどうちの自治会はもう何年もやっていないんだというところが実際あるという話なんです。ですので、集合して点呼をすることは必ずやってほしいというような、ちょっと強めな方向でその自治会に案内をできたらありがたいのかなというようなことも思うんですけれども、その辺どうなんでしょうか。

佐藤防災安全課長 実は、既に訓練をやっている自治会もあると聞いております。この日に合わせてやれるところはやるというようなイメージではあるんですが、ただ委員が今おっしゃられたこともあると思いますので、前回の実績等を踏まえながら、やっているところとやってないところも確認しまして、今言った御意見も踏まえて対応できるかどうか前向きに検討したいと思います。

桑原総務政策部長 あくまでこれは強制にはできないものですので、それぞれ自治会の中で共助活動として何ができるのかというところを、訓練内容を自分たちで話し合っただけで考えてもらうというのも一つの訓練にはなるかと思います。したがって、今ほどいただいた御意見も踏まえながら強制にはならない程度で、例えばこういったことができますよみたいな案内をさせていただくのは可能かと思っておりますので、その辺は検討させていただければと思っております。

大桃委員長 ほかにございませんか。(なし) なければこれで質疑を終結いたします。本件については引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### ③消防本部ヘリポート他造成工事について

大桃委員長 次に、③消防本部ヘリポート他造成工事について、執行部に説明を求めます。

角屋消防次長 それでは、私から消防本部ヘリポート他造成工事の状況につきまして御説明いたします。資料の1ページ目を御覧ください。

最初に、申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。表の中段ほど、令和6年12月の後に「令和6年1月」とありますが、こちらは「令和7年1月」の間違いになりますので、訂正いたします。申し訳ございませんでした。(資料「消防本部ヘリポート他造成工事について」により説明)

今年度以降の工事スケジュールですが、他の公共工事で発生する建設発生土等の受入れ調整等を行いながら工事費用の低減に努めまして令和7年度を含めまして、3年から4年

での竣工を予定しています。

大桃委員長　これから質疑を行います。質疑はございませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。本件につきましても引き続き調査することで異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

#### ④移動期日前投票所の実施状況について

大桃委員長　続きまして、④移動期日前投票所の実施状況について、執行部に説明を求めます。

浅井選挙管理委員会書記長　それでは、移動期日前投票所の実施状況について御説明いたします。（資料「移動期日前投票所の実施状況について」により説明）

大桃委員長　これから質疑を行います。質疑はございませんか。

森島委員　非常に手厚いことをやっていただいていると思います。そういう意味で、ぜひともこれは広報と口コミも含めてですけれども、この選挙前から魚沼市の選挙管理委員会として早めの周知を、選挙になったらこういうことをやりますよというのを早めに市民に周知を、告示云々ということではなくて数か月前からぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それと、民主主義の中において選挙というのは一番大事だと私は思っているわけです。そういう中で、この３ページの「選挙人から」のところで、開設されても選挙公報が届かないので分からないということなんですけれども、こういうことが全国紙の中でも取り上げられています。その結果の中で、魚沼市としては簡単に言えば今のやり方ではないというような選管の考え方なんですけれども、これはどうなんですか。何かできる方法というのがないでしょうか。参議院の場合は、公示から投票日までの期間があるのでいいんですけども、我々の市議会議員選挙は１週間ということですので、なかなか本人像というのが分からないという部分があるかと思います。そういう中において、もっとこうしたらいいのかという、そういう取組というのは選挙管理委員会の中で話はあったのか、一つお聞かせ願いたいと思います。難しい問題でしょうけれどもね。

浅井選挙管理委員会書記長　今、森島委員から言われたことにつきましては、やはり、できれば選挙公報が配布されてから移動期日前投票所を設置できれば理想的だと考えております。ただ、現状として、移動式ではない通常の期日前投票所についても告示日の翌日からの開設ということで、実際に投票に来られる方もおりますので、条件としてはそれと同じなのかなと考えております。私どもが参考にしました南魚沼市につきましても、やはり選挙期間の前半にこの移動期日前投票所を開設しているということで、それに倣ったということもないんですけれど、やはり先ほど言ったその事務従事者の手配が非常に困難ということもありまして、今回は前半のうちに開設をさせていただきました。

星野委員　同じ内容になるんですけれども、タクシーによる投票所への移動支援の利用者が非常に少なく残念というか、せっかくここまでやっていただいているのに告知不足が問題だということだと思います。例えば市民福祉部と相談して、福祉の内容の何か案内を出すときに一緒にそういったことをやっているとかアピールするですとか、市報だけだとしても告知不足なのかという思いもあるんですけれども、ほかに何か考えがあればお願い

します。

浅井選挙管理委員会書記長　今すぐに思いつくのがないんですけれども、考えられるとすると、春の時期になると連合自治会長会議が毎年ございますので、その際に選挙がある年については、そこでこういった制度について紹介をして、その地区の方に周知を図っていただくというようなことが考えられるかと思います。SNSですとかホームページということも考えられるんですけれども、なかなかこういった制度を利用する方というのは高齢者が多いというのが現状ですので、あまり効果が高くはないのかという気もします。また、そういった選挙の広報について先進事例の研究をしていきたいと考えております。

星野委員　あとは、意識というか、多分魚沼の人は奥ゆかしい部分があるので、わざわざ税金を使ってタクシーを使ってまで投票に行くのが何か申し訳ないという気持ちが強い方が多いんじゃないかという部分もありますので、その辺も含めて今後告知不足と併せてアピールしていただきたいと思います。ちなみに、このタクシー会社というのは利用する人が呼ぶんじゃないくて、例えばここの地域だったらここの会社と決まっていたりするのかな、そういったところを教えてください。

浅井選挙管理委員会書記長　こちらの事業につきましては、魚沼市のタクシー協会と契約をしてそのタクシー協会で移動支援をする方にどこのタクシー会社がいいかという最適などところを選定してもらっているということですので、選挙管理委員会でこのタクシー会社ということですか、あと利用者の方からこのタクシー会社がいいというようなことはできない仕組みとなっております。

高野委員　各地区に老人施設がありますけれども、施設の投票の関係はどういう扱いになってますか。

浅井選挙管理委員会書記長　特別養護老人ホーム施設とかそういった施設のことは。そちらについては、不在者投票ができる施設として指定をされているところがほとんどだと思います。ですので、そこに入所されている方が期日前投票に来られてもいいんですけれども、恐らく投票したいという方はそちらで不在者投票をされていると思っております。

高野委員　その辺がもう少し詳しく分かればなんです。その辺に課題があるのではないかと感じてはいるんですけれども、どうでしょうか。

浅井選挙管理委員会書記長　もともとそこの施設の中で投票する環境が整っていますので、特に課題ということでは考えていません。

大桃委員長　ほかに質疑はございませんか。(なし) ないようですので、これで質疑を終結します。本件につきましては、選挙も終わっておりますので以上といたします。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

## ⑤行政視察について

大桃委員長　次に、⑤行政視察についてを議題といたします。事前に視察先の候補地等の希望を聞いて、まとめたものが別紙となります。議会事務局長から説明させます。

坂大議会事務局長　(資料「行政視察について」により説明)

大桃委員長　しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (11:48)

(休憩中に意見交換)

再 開 (11:56)

大桃委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいまの件につきまして、正副委員長に一任いただくということで異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

## ⑥その他

### ・車検切れ公用車の運行について

大桃委員長 次に、⑥その他を議題とします。執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 定例会初日の市長行政報告におきまして市長より報告がありましたとおり、先般本市が所有し管理をしております軽トラックが6月29日に車検を迎えたにもかかわらず、事務の失念によりましてその後5日間にわたって使用していた事案が判明したところでございます。法令遵守を旨とする行政機関におきまして、このような失態が発生しましたことを深く反省いたしますとともに、心からお詫びを申し上げます。今後、具体的な再発防止策を講じながら、二度とこのような事案が発生しないよう職員への指導を徹底してまいりたいと思っております。誠に申し訳ありませんでした。

経緯等の詳細につきましては、管財課長から説明をさせていただきます。

斉藤管財課長 公用車の車検切れ使用について説明いたします。管財課が管理する公用車軽トラック1台について、車検切れの状態で6月30日から7月4日の5日間使用していたことが、7月7日に判明しました。令和7年7月7日月曜日午前8時40分頃、公用車を管理する担当者が、車検が完了した車両の車検証を複合機でスキャンしデータを保存する際、スキャンデータの日付が古い公用車があることに気づき、内容を確認したところ当該車両が車検満了日を過ぎていたことが判明いたしました。管財課が所管する公用車の車検満了日は、担当者が作成した車両年間管理表により車検期限の把握を行っていましたが、当該車両は車検期限を1年先の日付で誤って入力しており、その表の内容によって車検期限を錯誤し、車検整備業者への連絡に漏れが生じたものであります。

違反内容といたしまして、車検有効期限を過ぎた令和7年6月30日から7月4日までの5日間において、車検有効期限が経過していた当該車両について、公道上の運転により使用を行っていたものです。道路運送車両法違反に該当するため、判明後、当該車両の使用を直ちに停止し、市内車検整備業者に依頼し車検整備を受け、管財課で管理する全ての公用車で車検切れがないことを確認しました。

改善策といたしまして、車検証原本、写しから車検実施を確認し、毎月決裁を取り適正管理を行います。2つ目といたしまして、職員スケジュール管理システムであるグループウェア上での公用車予約において、公用車車検満了2か月前である車検時期の車両使用について予約不可状態の入力を行い、車検満了後についても予約不可状態とし、システム上で二重チェックを行います。システム上で情報共有を図り、車検整備業者への連絡を徹底し、再発防止に努めます。重ねて、人的ミスを防ぐため、車検証の写しを基に複数人によ

る入力内容の確認を行います。また、運転者への注意喚起として、目視確認を目的として公用車の鍵に車検時期を記載したタグを取り付けます。また、本事案が発生した管財課を起点として、公用車を管理する全部署を対象に十分な対策がとれているかを調査し、必要に応じて改善を行ってまいります。また、全職員に対して使用する公用車及び自家用車の車検期限を注意するよう促してまいります。誠に申し訳ありませんでした。説明は以上となります。

大桃委員長　これから質疑を行います。質疑はございませんか。

星野委員　宇賀地小学校の公用車の車検切れが2年前にありました。そのとき、二度と繰り返さないようにということで、目に入るところに車検の期日が分かるようにシール等で貼っておくとか、仮に運転者が替わるとしても気づくようなことも含めて複数のチェックがかかるようにするというお話でありました。実際に公用車に乗ったときに車検切れの期日が分かるように、この車検の日が何日だというようなシールが貼ってあるのを目にしたことがあるんですけども、その車には貼っていなかったのか。それとも、貼ってあったけどその日付が1年先のものになっていたのか。その辺を伺います。

斉藤管財課長　当該車両につきましては、車検満了日のシール等は貼ってございませんでした。公用車の運転日誌に関しても、宇賀地小学校の事例でありますと日誌に書くことになっておりましたが、管財課が管理する公用車に関しては運転日誌は電子入力での管理になっておりますので、それについてもございませんでした。令和5年7月から車検証の添付箇所が中央から運転者側に変ったこともございまして、そういったシールは貼ってございません。

星野委員　そのようなシールが貼ってある車も見たことがあるんですけども、それって全部じゃないけれど何台かそういったシールが貼ってあるものもあるというような見解でいいんですか。

斉藤管財課長　公用車全部には貼ってございません。

星野委員　ちなみに、先ほどおっしゃった職員スケジュール管理システムのグループウェアを活用し車検期限を把握するほか、車検切れとなる前に車両予約を停止するよう設定するというような話でしたが、これは今まではなかったシステムですか。

斉藤管財課長　委員御指摘のとおり、説明したとおりでグループウェア上で予約管理を行っておりますが、車検時期について予約を止めるという入力行は行ってございませんでした。

星野委員　誰がとは言ってもしょうがないのかもしれないんですけど、市民の方も「ちょっと前にこの公用車の車検切れのニュースで、魚沼市あったよね。」と聞かれましたので、またかと思われる事案が続いているように感じます。今一度気を引き締め、再発防止をしっかりとお願いします。

森島委員　今の答弁を聞くと、車両は管財課が管理しているんですね。自動車を把握しているのは。各課管理もあるけれども、星野委員が言ったように、改善策の一つとしてシールを徹底すればいいじゃないですか、管財課が指示を出して。今言ったように、ボックスのところにシールを貼って、それは管財課の仕事を徹底することによってこういうものが防げるんでしょう。だから、こういうことが今まであった中で、そういう意見を前向きに捉えてやらなければ、また起きますよ。人間のやることだから、私は間違いもあろうかと思えます。それはそれとして、最低限守られるようにするのが事務屋の仕事なんだから、

それは今言ったようにシールを貼って徹底すればいいことだと私は思いますので、それを徹底していただくようお願いしたいと思います。

あと、1点聞きたいのは、業者から車検のはがきは来ないのですか。

斉藤管財課長 今年の4月から車検の開始時期が2か月前となりました。業者からのはがきは3か月前に到着しておりましたが、車検証の車検期限の把握が誤っていたために見落としがあったものでございます。

大桃委員長 ほかに質疑はございませんか。(なし) なければこれで質疑を終結いたします。本件については以上といたします。

### ・各種計画一覧について

大桃委員長 次に、各種計画一覧についてということで、議会事務局長から説明を求めます。

坂大議会事務局長 それでは各種計画一覧についてということで、本日資料がまだありませんけれども、7月3日開催の福祉文教委員会で執行部に対して資料提出依頼がありました。福祉文教委員会として提出を求めることとなりましたが、委員会終了後、議長と協議し、他の委員会についても調査のため一覧表を提出いただいたほうがよいという判断によりまして、議長名で提出依頼をさせていただいております。ですので、執行部から提出された資料は今後スマートディスカッションに格納させていただきますので、今後の調査資料として活用いただきたいと思います。こちらについては格納次第また連絡させていただきますので、そのように御確認をお願いします。説明は以上です。

大桃委員長 説明は以上とさせていただきます。

このほか、執行部から報告事項等はございませんか。

### ・訴訟事件への対応について

桑原総務政策部長 資料はございませんが、訴訟事件への対応について御説明をさせていただきます。内容でございますが、令和6年3月に最高裁判所で棄却をされたフェイスマスク無償譲渡損害賠償請求事件に係る決定内容を不服としたものであると思われますけれども、今回は魚沼市並びに内田市長個人、それから本市の職員3人、あと退職した元職員1人を被告として相手取り、不当行為に基づく損害賠償権の行使を怠る行為だとして損害金409万8,000円、それに年5%の遅延金の請求、それから原告への慰謝料200万円などの支払いを求める内容の住民訴訟が、前と同じ原告により新潟地方裁判所に、これ事件名ですと「フェイスマスク配布不当応訴損害賠償請求事件」として提訴され、先日7月14日付けで訴状の送達を受けました。

本件に対しまして、市としては応訴する必要があると判断をしておりますし、また勝訴した場合において魚沼市職員等の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟に係る弁護士費用の負担に関する規則、こちらに基づいて被告となった職員に対して支払う弁護士費用に対する補助金を用意する必要があるとございますので、これらにかかる経費につきまして今定例会最終日に予算の補正を追加をお願いをさせていただきたいとするものでございます。よろしく願いいたします。

大桃委員長　　執行部からの報告がありました。しばらくの間、休憩とさせていただきます。

休　　憩（12：04）

再　　開（12：13）

大桃委員長　　休憩を解き会議を再開します。ただいまの執行部からの報告事項につきまして、今後注視して見ていきたいと思いますが、ほかにございませんか。

#### ・ 渇水対策について

森島委員　　その他で1点お願いします。これだけ今非常に暑くなって、魚沼市の宝である米が水不足で非常に困っている。私も地域で水路確保に走っているんですけども、市として対策は当然農政課としてやっているわけですけども、もう少し早めに農家への周知をする。水がなかなかないからどうしようもないというところもあるかも分かりませんが、今魚沼市としてこういう対策をしているんだと、出しているのかも分かりませんが、ぜひその点を発破をかけて周知をしていただければと思っております。

それについて今どういう対策をしているか、そしてまた今後どうするのかというのがありましたらお願いします。

桑原総務政策部長　　今定例会の初日の補正予算でもあげさせていただきましたので、その辺については予算をつけていただいた後、速やかに農政課から各農家組合へ連絡を差上げたというところは聞いております。今回は、2年前と同様のケースがまた懸念されるところでございますので、今ほど森島委員から御指摘いただいたように早め早めの対応を、もう既にひび割れている農地もあると聞いておりますので、これは天気を期待するということのほかにも、今回つけていただいた予算で早く手を打てる部分については全力を挙げて、それぞれ行政と生産者が一体になって取り組んでいくべき部分かと思っております。その辺は、また担当課を通じて周知の徹底を図っていくようにしたいと思っております。

森島委員　　ぜひお願いします。

大桃委員長　　そのほかございませんか。（なし）以上で、本日の日程は全て終了いたしました。委員の皆様からほかに御意見、御協議事項等はありませんか。（なし）ないので、本日の会議録の調製については委員長に一任願います。本日の総務委員会はこれにて閉会いたします。

閉　　会（12：16）

総務委員会

委員長　大桃　俊彦